

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月4日	<p>1 相談支援専門員の人材確保及び計画相談に係る報酬単価の引き上げについて 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの利用には、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要となりますが、サービス利用者希望者の増加に対して、対応できる事業所(相談支援専門員)が不足しているため、相談支援専門員の調整に時間を要し対応困難になるケースが発生しております。 このような地域の社会資源や慢性的な人材の不足がサービス調整をより困難にし、必要なサービス提供に支障をきたす懸念があります。 今後、サービスの維持と質の確保のためには、相談支援専門員の人材確保が必須であることから、報酬体系の見直し、特に基本報酬の引き上げによる待遇改善について、国への働きかけを要望いたします。</p>	<p>令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、相談支援専門員の配置等の手厚い体制に応じた機能強化型の基本報酬の引き上げや、医療等の多機関連携のための各種加算の追加等が行われる予定ですが、サービス提供を行う事業所が将来にわたって安定した運営を行うためには、業務内容等を踏まえて適切な水準に設定される必要があることから、今後も必要に応じて、報酬単価の引上げについて国に要望しています。</p>	盛岡広域振興局	保健福祉環境部	B:1
8月4日	<p>2 果樹の凍霜害に対する支援について 当町は県内有数の果樹栽培地域であり、りんごやブドウ、ももの栽培が行われております。今春は温暖な気候が続いたことで果樹の生育が早まっていたところに、4月25日、5月9日の遅霜により凍霜害の被害を受けております。 令和3年度にりんごの凍霜害が発生した際には、近隣市町でも同様の被害があったことから、農作物災害復旧対策事業により支援を受けることができましたが、ブドウやももの栽培は地域が限定的であることから、事業要件の対象外となることが懸念されます。 特にも、ブドウについては県内一の生産面積を誇り、ワイン原料等としても多方面に出荷されております。災害による減収やそれに伴う離農が生じた場合には、県全体に及ぼす影響が大きいものと推察されます。 こうしたことから、生産者が次期作への意欲を失うことなく継続して営農するための支援が必要であると考えております。 つきましては、1市町での被災においてもその被害が甚大な場合は、災害復旧対策が講じられるよう、要件の緩和と重点的な栽培支援を行っていただきたく要望いたします。</p>	<p>県では、気象災害により複数市町村における農作物の被害額が、合計で1億円以上発生するなどを原則として、広範囲で甚大な被害が発生した場合、被災した生産者の農業経営及び農家生活の安定を目的に、「農作物災害復旧対策事業」を発動し、被害の軽減回復及び拡大防止に必要な対策を実施する費用を支援することとしています。 令和5年4月下旬から5月中旬の降霜による農作物被害に対しては、果樹を対象とし、 ① 発生が懸念される病害虫の緊急薬剤散布に要した薬剤の購入費の支援 ② 品質低下防止のための資材(カルシウム剤等)購入費の支援 ③ 次年度の人工授粉用の花粉購入費の支援を実施したところです。 また、降霜被害が確認された地域では、人工授粉の徹底による着果量確保の指導を行うとともに、JA等と会議や研修会等の場において、被害状況の共有と今後の栽培管理方法について協議を行いながら、事後対策の指導を実施してきたところです。 今後も、着果した果実の品質低下を最小限に抑えるための対策や、次年度以降の生産安定に向けた対策について技術指導を行っていきます。(B)</p>	盛岡広域振興局	農政部	B:1
8月4日	<p>3 農業に対する支援策について 国際情勢の変化により燃料費や資材費の高騰が続き、農産物の生産コストが上昇しております。一方、米の需要低迷や、繁殖牛の買い控えなど、国内需要については農業産出額が増加するような要素が少ない状態であり、農業所得を向上させ、持続可能な農業を構築していくことが難しくなっております。 他方、農業者を支援するため、国の補助事業の活用にあたっては、申請期間が短いことや、事業要件が複雑になっていること、提出を求められる書類が増加していることなど、農業者の負担感が補助制度活用のハードルになっていると受け止めております。 つきましては、こうしたことを考慮していただきながら、物価高騰に対する農業者支援策を講じられるよう要望いたします。</p>	<p>県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料や飼料の購入費、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施してきたところです。 農業生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、農業経営に大きな影響を与えています。 このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、取り組んでいきます。(B)</p>	盛岡広域振興局	農政部	B:1

紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月4日	<p>4 水田活用の直接支払い交付金制度の改正について            当町の農業・農村を取り巻く環境は、農業者の減少、高齢化の進行、生産コストの増加等により、大変厳しい状況下にあります。            その中で、当町においては、山王海ダムや北上川から供給される潤沢な水利を活用した水稲作付けにより食糧供給基地として主食用米を供給してまいりましたが、生産数量目安に即した生産を実施するため、水田フル活用による生産調整の取組を推進し、飼料用米・畑作物等への転換を積極的に実施することにより農地を保全してまいりました。            水田活用の直接支払い交付金制度の見直しは、水張り及び水稲作付を実施するための圃場の復旧作業の実施及び湿田の増加による転作作物の収量低下を助長するものであり、ひいては、農業経営を圧迫させるものと推察されます。            つきましては、水張りを実施せずとも水利が確保されており、すぐに水田に復旧できる状態であれば、今後5年間に一度の水張りを実施しなくとも交付金が受けられるよう、引き続き制度の改正を要望いたします。            また、制度の改正にあたっては、取組が複雑な制度にならないよう合わせて要望いたします。</p>	<p>県では、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、国に対し、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、地域農業に与える影響を丁寧を検証し、必要な対策を講じることなどを要望しているところです。            また、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等に係る業務に加え、需要に応じた米生産の推進など、業務が増加していることから、事務の簡素化を図るよう要望しているところです。</p> <p>引き続き、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、国に対し必要な対策について求めています。(B)</p>	盛岡広域振興局	農政部	B:1
8月4日	<p>5 畜産飼料の国内自給率向上のための支援策について            当町では肉用牛の繁殖及び肥育を主とした畜産経営と水稲作の複合経営が行われており、「しわもちもち牛」の生産等、地域ブランド化の取組みを進め、畜産農家の経営安定に支援してまいりました。            今般、世界的な海運状況の変化と飼料作物の需給変動により、輸入飼料の価格が高騰しており、畜産飼料の国内自給率向上について早急な対応が求められています。            これを実現するためには、水田や畑地を活用した子実用トウモロコシや牧草等の飼料作物の作付け拡大と収量の確保、直接支払いによる支援が必要であると考えます。            つきましては、将来にわたり、安定した畜産経営ができるよう、畜産飼料の国内自給率向上のための支援策を早急に講じられるよう要望いたします。</p>	<p>飼料価格の高騰により、経営コストが上昇しており、経営の安定化のためには、自給飼料の生産拡大を図り生産コストを低減していくことが重要となります。            このため県では、自給飼料の生産拡大に向け、国庫補助事業等による飼料基盤の整備や、水田を活用したホールクローブサイレージ、飼料用米、子実用とうもろこしの生産を推進しているところです。            特に、子実とうもろこしについては、紫波町で策定された「紫波町子実用とうもろこし産地確立戦略」の実現につながるよう、「水稲直播および子実トウモロコシ普及促進会」の構成員として、事務局の東北農業研究センターや関係機関・団体等と連携し、安定収量の確保や肥育牛への給与実証など、飼料自給率向上に向けた取組を支援しているところです。            また、これらの取組に加え、粗飼料の増産に向け、地域の堆肥を活用し化学肥料の使用量を低減した草地改良や、飼料用とうもろこしの収穫後にライ麦を作付けする二毛作の取組等を推進しており、今後とも、本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。(B)</p>	盛岡広域振興局	農政部	B:1
8月4日	<p>6 県道162号紫波雫石線の認定路線変更について            県道162号紫波雫石線は、県道46号紫波インター線を経て国道4号と県道1号盛岡横手線を結ぶ広域幹線道路であるとともに、当町と雫石町を最短距離で結び東北自動車道とも接続していることから、経済及び観光面からも重要な路線として整備が期待されておりました。しかし、平成14年度末には根拠法令であった奥地等産業開発道路整備臨時措置法が失効となり、路線の大部分においては現道も無いことから、早期の整備は難しいものと認識しております。            一方で、整備済み区間の紫波地区における交通量は平成27年調査で4,221台/日、大型交通量も1,450台/日となっております。この通過交通においては、紫波雫石線が未整備のため、代替として町道西部開拓線を通行する車両も多く、当該道は北上・花巻方面と秋田・雫石・盛岡方面との重要な連絡路線となっております。            つきましては、未整備の紫波雫石線の代替路線として町道西部開拓線を県道認定していただきたく要望いたします。</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。            要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p>	盛岡広域振興局	土木部	C:1

## 紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月4日	<p>7 一級河川太田川河川改修工事の推進について</p> <p>当河川は、矢巾町西部から当町古館地区を経て一級河川岩崎川に合流する河川であります。農業用排水に加え沿川の宅地開発に伴う雨水排水等、地域の用排水を担う重要な河川であります。</p> <p>しかし、近年の気象変動による豪雨災害が危惧される中、平成25年には河川氾濫による浸水被害が発生いたしました。また、河川に架かる町管理の橋は、矢巾町側と当町古館地区を結ぶ生活道路として多くの住民が利用しておりますが、狭小かつ老朽化しており河川改修に伴う架け替えが必要となっております。</p> <p>つきましては、平成29年度から、JR東北本線横断箇所から岩崎川に合流する約1,700mの区間において進められている河川改修工事について、災害抑止と住民の安全安心確保のため、早期に完了されますよう引き続き要望いたします。</p>	<p>太田川は、平成29年度から広域河川改修事業を推進しており、令和4年度から、下流岩崎川との合流付近から用地測量を進め、順次関係者への説明を行っています。</p> <p>令和5年度は、引き続き関係者への説明を進めるとともに、国道4号五内川橋区間の計画について、道路管理者である国土交通省と調整を行っています。</p> <p>また、平成25年の氾濫原因となりました堰の撤去や、要望区間の上流域における立ち木伐採、河道掘削など、浸水被害の軽減に努めているところです。</p> <p>今後、貴町をはじめ関係機関との調整を図りながら、早期の整備に取り組みます。(A)</p>	盛岡広域振興局	土木部	A:1
8月4日	<p>8 国道456号の拡幅整備について</p> <p>国道456号は、盛岡市を起点とし、北上川東部地域を縦断して宮城県登米市に至る長大な路線であり、その沿線地域においては、一定の企業立地が進み、産業集積の基盤確立を推進する路線として重要性が高まっております。また、内陸部と三陸地域を連絡する輸送路として重要な役割を果たしておりますが、未整備区間が多く、沿線住民の安全安心な通行を確保するための整備が必要となっております。</p> <p>当町においては、国道456号と主要地方道紫波江繋線の交差点改良工事を進めていただいておりますが、町内の国道456号には歩道の未整備区間や車道及び歩道の狭い区間があり、これまで国道456号整備促進期成会を通じて、関係方面へ整備促進を要望してきました。特に、紫波東学園前は、車道と歩道の幅員が狭いうえ見通しが悪く、通学路として危険な箇所となっております。当町の犬吠森地内における国道456号の交通量は、平成27年調査で約5,700台/日ですが、東部地区の小中学校6校を再編した小中一貫校の紫波東学園が令和4年4月に開校し、併せて紫波東こどもの家も開設したことから、学園前は通学者や送迎車両等により交通量が増加しており、交通安全の確保が急務であります。</p> <p>つきましては、交通事故を未然に防ぎ、児童生徒を含めた沿線住民の安全安心な通行及び円滑な車両交通を確保するため、犬吠森地内の車道及び歩道の拡幅と、彦部地内の歩道の設置・拡幅について、整備が促進されるよう要望いたします。</p>	<p>犬吠森地内の車道及び歩道拡幅と彦部地内の歩道設置及び歩道拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、学校再編に伴う交通量の変化や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)</p>	盛岡広域振興局	土木部	C:2
8月4日	<p>9 七久保跨線橋耐震補強補修工事業の促進について</p> <p>当町には東北新幹線と東北本線を同一箇所でもつ橋梁があり、その維持管理と補修工事に多額の費用が生じ、財源確保に苦慮しているところです。3橋あった跨線橋のうち人道橋2橋を撤去し、残る1橋である車両通行可能な七久保跨線橋について、補修工事を昨年度から4年間にわたり、東日本旅客鉄道株式会社に委託して工事を実施しております。</p> <p>令和4年3月16日の地震では東北新幹線が一部区間で不通となり、被害が発生した場合の国民生活への影響の大きさを実感したところです。</p> <p>つきましては、地域住民の安全確保のみならず、交通の大動脈である東北新幹線の安全な通行確保と国民生活全体への影響も鑑み、国土強靱化地域計画にも定められる当事業につきまして、安定的な予算配分がなされるよう要望いたします。</p>	<p>町道日詰水分線七久保跨線橋の耐震補強補修工事については、複数年にわたる工事期間が必要となるため、国の道路メンテナンス事業補助制度を活用し、令和4年度から7年度までの4年間で総事業費約757百万円の工事国債が設定され、毎年度の事業費が確保されています。(A)</p>	盛岡広域振興局	土木部	A:1

## 紫波町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月4日	10 県道228号佐比内彦部線(佐比内横町地区)の拡幅整備について 県道228号佐比内彦部線は、国道396号と国道456号を接続するのみならず、当町中心部から遠野市を經由し県沿岸部をつなぐ重要な路線であります。 しかしながら、佐比内横町地区の一部区間においては狭隘かつ屈曲しているために車両のすれ違いが難しく、令和4年4月に開校した小中一貫校紫波東学園のスクールバスの通行にも支障がでております。 つきましては、当該箇所ルート変更を含めた拡幅整備の事業化と早期着手について要望いたします。	佐比内横町地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	盛岡広域振興局	土木部	C:1
8月4日	11 一般県道古館停車場線の交通安全施設の整備促進について 一般県道古館停車場線は、古館駅を起点とし国道4号に至る路線であり、古館ニュータウンの開発に伴って整備されましたが、古館駅側の一部区間の歩道が未整備の状態となっております。また、町では古館駅前の快適な交通環境の形成のため、都市再生整備計画により令和元年から令和5年の5か年で駅前広場整備を行っております。 当該路線については県の迅速なご対応により、令和3年度から交通安全施設整備事業に着手していただいておりますが、引き続き歩行者の安全確保のため、落合橋沿線の未歩道区間の整備促進について要望いたします。	要望の区間については、令和3年度から歩道整備事業に着手し、令和4年度から歩道橋設置工事を実施しています。引き続き早期完成に向けて、整備を推進していきます。(A)	盛岡広域振興局	土木部	A:1
8月4日	12 企業版ふるさと納税制度の延長について 新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組みを深化させることを目的として、平成28年度に創設された地方創生応援税制「企業版ふるさと納税」の制度は全国で活用が進んでおり、当町においても地域再生計画の認定を受け、町外の民間企業の共感による寄附を貴重な財源として、町が元気になる事業が実現できております。 本制度の活用により、寄附を行う民間企業、寄附を受ける地方自治体、そして寄附を財源とした事業展開によるサービスの提供を受ける地域住民にとって「三方よし」の取組みであるとともに、地域活性化・地方創生を実現するうえでの強力な支えとなっております。 現時点において、本制度による税額控除の特例措置は令和6年度までとされておりますが、地域の活性化に大変有効であるうえ、貴重な財源を創出できる制度であることから、本制度の適用期限をさらに延長されるよう、県からも国に対して要望していただきたくお願い申し上げます。	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、令和2年度の制度改正において、税額控除割合の引き上げ、地域再生計画に記載する事業の大括り化などにより、地方公共団体(地域住民)と企業の双方にとってメリットのある制度となっておりますが、適用期限は国の第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」の対象期間に合わせ、令和6年度までとされています。 引き続き、東京一極集中の解消に向けた地方創生の取組を推進するため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用促進や適用期限の延長について、全国知事会等とも連携しながら国に対し要望して参ります。(B)	盛岡広域振興局	経営企画部	B:1
8月4日	13 県指定有形文化財「旧紫波郡役所庁舎」に対する文化財保護事業補助金の計画的な交付について 県指定文化財は県民共有の財産であり、その重要性から様々な法的規制が課されている一方、財政的支援は県文化財保護事業補助金に限られております。 当該補助金の上限は事業費の「2分の1に相当する額以内」と規定されているものの、交付額は単年度毎の決定であり、財政上確実な交付がなされる保証がないため、改修工事等の大規模事業を計画的に実施しにくい状況にあります。 特に県指定有形文化財「旧紫波郡役所庁舎」の耐震補強については、当該文化財を永続的に保存し活用するために不可欠であり、早期の実施が求められております。 つきましては、将来にわたり文化財の保護を図るため、県文化財保護事業補助金の計画的な交付を要望いたします。	県指定文化財とは、法の規定による国の指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち重要なものとして、保護の対象となっているもので、所有者がその文化財の保存と活用のために必要な措置を講じる際に、県文化財保護事業補助金により支援しているところであります。 県教育委員会では、旧紫波郡役所庁舎に対しても令和4年度から耐震診断事業等に補助を行っております。ここ数年、県文化財保護事業補助金の要望件数及び要望額が増加しており、要望にできるだけ公平・平等な観点で対応するため、事業者に対し工期の複数年化や修理時期の見直しなどをお願いしているところです。県教育委員会としても、補助事業の予算確保に努めるとともに、助成金やクラウドファンディングなど、外部資金の導入についても情報提供を行ってまいります。(B)	盛岡広域振興局	盛岡教育事務所	B:1